

工商行政管理機関法執行監督規定

2015年12月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家工商行政管理総局令

第 78 号

「工商行政管理機関法執行監督規定」は、中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会議にて審議により可決され、ここに公布する。2015 年 12 月 1 日から施行する。

局長 張茅
2015 年 9 月 15 日

工商行政管理機関法執行監督規定

(2015 年 9 月 15 日、国家工商行政管理総局令第 78 号公布)

第 1 条

工商行政管理機関の行政法執行行為に対する監督を強化し、常態化監督制度を充実させ、工商行政管理に係る法律、法規、規章の正しい実施を保証し、厳格かつ適正、公正でモラルある法執行を促進し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するため、「行政処罰法」、「行政許可法」等の法律、行政法規に基づき、本規定を制定する。

第 2 条

本規定における法執行監督とは、上級の工商行政管理機関が下級の工商行政管理機関に対し、各級の工商行政管理機関が自機関及びその出先機関、法執行職員の行政法執行行為に対し、検査、評定、督促、是正等の活動を行うことをいう。

本規定における工商行政管理機関には、工商行政管理の職責を履行する市場監督管理部門が含まれる。

第 3 条

各級の工商行政管理機関は、法執行監督制度を構築、整備し、法執行監督手続を充実させ、法執行監督手段を強化し、法執行監督の有効なルートと方式を積極的に模索し、工商行政管理に係る各種の行政法執行行為に対する監督と制約を強化しなければならない。

各級の工商行政管理機関法制機構は、法執行監督を主管する業務部門であり、同級の工商行政管理機関の指導の下、法執行監督業務の組織、調整、指導、実施を担当する。

各級の工商行政管理機関の他の関連機構は、その職責に係る規定に従い、関連分野の法執行監督業務を適切に行わなければならない。

第 4 条

法執行監督にあたっては、法執行の監督と法執行の促進を結びつけ、誤りの是正と改善業務を結びつける原則に従い、法を必ず厳守し、法執行を必ず厳格に行い、違法行為の責任を必ず追及する方針を貫き、法による行政を保証しなければならない。

第5条

法執行監督の範囲は、主として次の各号に掲げるとおりである。

- (一) 工商行政管理に係る法律、法規、規章、規範性文書の執行状況
- (二) 規範性文書の制定手続及び内容が合法か否か
- (三) 行政処罰、行政許可、行政強制等の具体的行政行為が合法、妥当か否か
- (四) 行政法執行において、不作為、職権濫用、職務怠慢、越権行為が存在するか否か
- (五) 行政法執行の公示状況
- (六) 行政法執行責任制の実行状況
- (七) 監督、検査すべきその他の状況

第6条

法執行監督にあたっては、主として以下の方式を採用する。

- (一) 法律、法規、規章の実施状況報告制度の実行
- (二) 規範性文書の合法性審査制度の実行
- (三) 行政処罰事件の審査決定・聴聞制度の実行
- (四) 工商行政管理法執行証管理制度の実行
- (五) 行政不服審査制度の実行
- (六) 行政法執行事件記録評価審査制度の実行
- (七) 特別法執行検査制度の実行
- (八) 法治制度構築評価制度の実行
- (九) 行政法執行評定審査制度の実行
- (十) 法執行監督書面通知制度の実行
- (十一) 行政法執行過失責任追及制度の実行
- (十二) 各級の工商行政管理機関が採用を決定した其他方式

第7条

上級の工商行政管理機関は、業務上の必要に応じて、下級の工商行政管理機関に対し、工商行政管理に係る法律、法規、規章の実施状況を書面により報告するよう求めることができる。

第8条

工商行政管理機関は、公民、法人又はその他の組織の権利と義務に直接的な影響を及ぼす規範性文書の制定について、合法性審査を行わなければならない、合法性審査を経ずしてそれを公布してはならない。

合法性審査にあたっては、主として次の各号に掲げる内容を審査する。

- (一) 自機関の法定の職権範囲に属するか否か
- (二) 法律、法規、規章の規定に抵触するか否か
- (三) 行政処罰、行政許可、行政強制等の事項を違法に設定したか否か
- (四) 公民、法人及びその他の組織の権利を減損する、又はその義務を増やす規則を違法に設定したか否か
- (五) パブリックコメントを実施したか否か
- (六) 制定手続が関連規定に適合するか否か
- (七) 自機関の異なる規範性文書が同一事項の規定について衝突するか否か
- (八) 審査が必要なその他内容

各級の工商行政管理機関は、自身が制定する規範性文書をポータルサイトで公布しなければならない。下級の工商行政管理機関は、半年毎に、規範性文書の制定、公布、整理等の状況を直近上級の工商行政管理機関に申告しなければならない。

第9条

各級の工商行政管理機関は、行政処罰事件審査決定制度を実施し、法制機構の行政処罰事件における監督の役割を十分に発揮させなければならない。

事件審査決定の内容は、主として次の各号に掲げるとおりである。

- (一) 自機関が処理する事件に対して管轄権を有するか否か
- (二) 当事者の基本状況が明白か否か
- (三) 事件の事実が明白か否か、証拠が確実か否か
- (四) 事件の位置づけが正確か否か
- (五) 法律、法規、規章の適用が正しいか否か
- (六) 処罰が妥当か否か、自由裁量権を正しく行使したか否か
- (七) 事件の処理手続が合法か否か

第10条

各級の工商行政管理機関は、行政処罰事件聴聞制度を実施しなければならない。行政処罰聴聞は、法制機構が具体的な手配、実施を行う。

各級の工商行政管理機関は、次の各号に掲げる行政処罰の決定を下す前に、当事者に対し、聴聞の実施を求める権利を有することを告知しなければならない。

- (一) 休業・整理命令、営業停止命令、広告業務停止命令等
 - (二) 営業許可証の取上げ、没収若しくは差押え、広告掲載登記証明書の取上げ、商標登録の取消し、特殊標識登記の取消し等
 - (三) 公民に対する3,000元以上の罰金、法人若しくはその他の組織に対する3万元以上の罰金
 - (四) 公民、法人又はその他の組織に下した、違法所得、不法財物の没収額が第(三)号に掲げる金額に達する行政処罰
 - (五) 聴聞を求めることのできる、法律、法規が定めるその他の行政処罰
- 各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会又は人民政府は、前項の第(三)号、第(四)号に掲げられた罰金没収額について規定がある場合、その規定に従う。

第11条

各級の工商行政管理機関は、行政不服審査、行政機関への応訴、行政賠償事件について統計、分析を行わなければならない。下級の工商行政管理機関は、上級の工商行政管理機関に統計・分析報告を定期的に提出しなければならない。

第12条

各級の工商行政管理機関は、自機関、下級の工商行政管理機関の行政処罰、行政許可等の行政法執行事件記録について毎年、評価審査を行わなければならない。

行政処罰事件記録の評価審査の内容は、主として次の各号に掲げるとおりである。

- (一) 行政処罰の実施主体が合法か否か
- (二) 認定する事実が明白か否か、証拠が確実か否か
- (三) 法的根拠の適用が正確か否か

- (四) 手続が正当か否か、法制機構の審査決定を経たか否か
- (五) 自由裁量権の行使が妥当か否か
- (六) 罰金の決定と徴収の分離を実行したか否か
- (七) 犯罪容疑のある事件を速やかに司法機関に移送したか否か
- (八) 事件の処理期間の要件を満たしていたか否か
- (九) 事件処理文書が全面的で、かつ不備がないか否か
- (十) 事件記録の執筆、作成、装丁が適正か否か
- (十一) 評価審査が必要なその他内容

行政許可事件記録の評価審査の内容は、主として次の各号に掲げるとおりである。

- (一) 行政許可を実施する主体が合法か否か
- (二) 行政許可項目に法的根拠があるか否か
- (三) 申請書類が揃っているか否か、法定の形式に合致しているか否か
- (四) 法的根拠の適用が正しいか否か
- (五) 受理、審査手続が合法か否か
- (六) 法定期間内に許可又は不許可の決定を下したか否か
- (七) 法により告知義務を履行したか否か
- (八) 事件記録の執筆、作成、装丁が適正か否か
- (九) 評価審査が必要なその他の内容

事件記録の評価審査は、事件記録の抜取検査、事件当事者への訪問調査、地域間の相互検査等の形式を採用することができる。行政行為が人民法院により取り消された、変更された、又は違法若しくは無効と認められた場合、その行政法執行事件記録は、すべて評価審査を行わなければならない。評価審査の状況は、一定の範囲内で通告を行わなければならない。

第 13 条

上級の工商行政管理機関は、下級の工商行政管理機関による行政処罰の情報公示の状況について監督を行わなければならない。内容は主として次の各号に掲げるとおりである。

- (一) 一般手続を適用するすべての行政処罰事件を公示しているか否か
- (二) 「企業情報公示暫定条例」、「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」に従って行政処罰情報を速やかかつ正確に、すべて公示しているか否か
- (三) 規定に従い企業の公示情報の抜取検査を行っているか否か
- (四) 行政処罰情報公示の内部審査制度及び管理制度を構築、整備しているか否か
- (五) 監督を必要とするその他の内容

第 14 条

各級の工商行政管理機関は、業務上の必要に応じて、新たに制定、改正された工商行政管理に係る法律、法規、規章の実行状況について、又は行政法執行において普遍性を有する焦点、難点について特別法執行検査を組織することができる。

特別法執行検査は、工商行政管理機関の各関連機関が実行を組織し、必要に応じて、法制機構は、単独又は関連機関と共に実行を組織することができる。

特別法執行検査にあたっては、書面による報告、調査研究・検討会開催、現場検査、事件記録の抜取検査、インターネット抜取検査、アンケート調査、抜き打ち調査等の形式を採用することができる。特別法執行検査の状況は、一定の範囲内で通告しなければならない。

第 15 条

各級の工商行政管理機関は、行政処罰の自由裁量権基準制度を整備し、行政処罰の自由裁量権基準を具体化、定量化し、情報化手段を活用し、行政処罰の自由裁量権行使を適正化しなければならない。

各級の工商行政管理機関は、事件の審査決定、聴聞、行政不服審査、事件記録評価審査等の形式を通じて、自機関及び下級の工商行政管理機関による行政処罰の自由裁量権行使に対する監督を強化しなければならない。

第 16 条

上級の工商行政管理機関は、下級の工商行政管理機関が処理する、地域を跨ぐ、社会への影響が大きい等の重大な事件に対する監督を行う権利を有する。必要に応じて、工商行政管理機関の責任者の承認を得た上で、法執行監督通知書を発し、下級の工商行政管理機関に対し事件処理の状況についての説明を求めることができる。

下級の工商行政管理機関は、法執行監督通知書に定められた期間内に、事件の処理状況について上級の工商行政管理機関に書面により報告しなければならない。

第 17 条

各級の工商行政管理機関は、自機関及びその出先機関、法執行職員による法定の職責の不履行、違法な履行若しくは不当な履行を発見した場合、関連規定に基づき是正しなければならない。

第 18 条

上級の工商行政管理機関は、下級の工商行政管理機関及びその法執行職員による法定の職責の不履行、違法な履行若しくは不当な履行を発見した場合、関連規定に基づき是正意見を提起しなければならない。下級の工商行政管理機関に法執行監督通知書を発し、速やかな是正を督促し、必要に応じて是正の決定を直接下すことができる。

下級の工商行政管理機関は、法執行監督通知書に定められた期間内に執行し、執行完了後 10 日以内に上級の工商行政管理機関に執行の結果を報告しなければならない。

第 19 条

上級の工商行政管理機関は、下級の工商行政管理機関による行政法執行業務に普遍的な問題又は地域的リスクを発見した場合、工商行政管理機関の責任者の承認を得た上で、下級の工商行政管理機関に法執行監督意見書を発し、改善業務の意見と提案を提起することができる。

下級の工商行政管理機関は、法執行監督意見書に定められた期間内に、関連状況を上級の工商行政管理機関に書面により報告しなければならない。

第 20 条

各級の工商行政管理機関は、罰金の決定と徴収の分離制度及び収入と支出を別々に管理する制度を厳格に実行しなければならない。料金徴収、罰金没収による収入を部門の利益と直接的に、又は別の形で関係付けることを固く禁じる。

第 21 条

各級の工商行政管理機関は、行政法執行と刑事司法の連携メカニズムを整備し、事件の移送基準及び手続を厳格に実行し、公安機関、検察機関、審判機関の情報共有、事件情報の共有、事件移送制度を構築しなければならない。

第 22 条

下級の工商行政管理機関は、行政法執行活動にあたり、地方保護主義等の事由による妨害、介入を受けた場合、上級の工商行政管理機関に報告することができる。上級の工商行政管理機関は、これに協力しなければならず、必要に応じて地方政府への状況通告、処理経過の監督、直接取締り等の方法で処理を行うことができる。

第 23 条

工商行政管理法執行証の管理、行政処罰事件の審査決定、聴聞、行政不服審査、行政賠償、法治制度評価、行政法執行評定審査、行政法執行過失責任追及等の法執行監督方法は、関係する法律、法規、規章及び国家工商行政管理総局の特別規定に基づき実施する。

第 24 条

下級の工商行政管理機関は、上級の工商行政管理機関の法執行監督業務に積極的に協力しなければならず、法執行監督の決定を実行しない場合は、上級の工商行政管理機関が情状の軽重を踏まえて、批判通告、是正命令を下し、責任を負う主管者及び関係責任者に対し法により行政処分を与えるよう権限のある機関に提言することができる。

行政法執行職員が法執行監督の決定を実行しない場合は、工商行政管理機関が情状の軽重を踏まえて、注意及び指導、批判通告、職場外トレーニング、法執行職務からの異動処分を行い、法により行政処分を与える。

第 25 条

省、自治区、直轄市の工商行政管理機関は、本規定に基づき、現地の実情を踏まえて、実施規則を制定することができる。

第 26 条

本規定は、2015 年 12 月 1 日から施行する。1999 年 12 月 8 日、国家工商行政管理局令第 92 号により公布された「工商行政管理機関法執行監督暫定規定」は、同時に廃止する。

(出所)

2015 年 9 月 15 日付国家工商行政管理総局ウェブサイト

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201509/t20150922_161885.html